

## 四半期財務情報の開示の充実に係る適時開示規則等の一部改正について

平成16年4月7日  
株式会社名古屋証券取引所

### 改正趣旨

投資者が上場会社の経営成績・財政状態に関する有用な情報を得ることを可能とするため、上場会社は「四半期財務・業績の概況」を開示するものとするなど、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等の一部改正を行うこととする。

### 改正概要

上場会社は、第1四半期及び第3四半期における「四半期財務・業績の概況」（企業集団の経営成績及び財政状態に係る四半期財務情報）を開示するものとする。

（備考）

・上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第3項等

### 施行日

平成16年4月8日から施行し、平成16年4月1日以後に開始する連結会計年度（連結財務諸表を作成すべき会社でない上場会社にあつては、事業年度。以下同じ。）における開示から適用する。ただし、システム対応又は子会社における対応等の必要がある上場会社の実務上の準備期間の必要性を踏まえ、平成19年3月31日以前に開始する連結会計年度における開示については、なお従前の例によることができるものとする。

以 上